

都道府県社会保険協会会員事業所の皆様へ

(業務災害総合保険)

全社連では、**業務災害補償制度(経営ダブルアシスト®)**を導入しています。

加入は毎月受付中!

(保険期間: 2023年10月1日午後4時から1年間)

お申し込み月の翌月1日の午後4時の補償開始でご加入いただけます。

全社連では、「本会会員である社会保険協会の会員の皆様」へのサービスの充実を目的に、全国中小企業団体中央会が運営する「業務災害補償制度(経営ダブルアシスト)」「(業務災害総合保険)」を導入しています。

本制度は、会員企業の「経営者・従業員双方の業務災害リスクに対する補償」に、全国中小企業団体中央会のスケールメリットを活かし割安な保険料でご加入いただける制度ですので、是非この機会にご加入をご検討ください。

最大

約

58

東京海上日動の**経営ダブルアシスト®**なら
全国中小企業団体中央会所属会員の皆様への割引

%割引!! (*1)

(*1) 団体割引30%・過去の損害率による割引30%・包括契約割引10%・健康経営割引5%(*2)

(*2) 経済産業省が実施する、優良な健康経営を実践している大企業や中小企業等の法人を顕彰する制度による割引です。

(*3) 働きやすい職場認証制度(2020年8月に国土交通省が創設した、運転車職場環境良好制度の通称)に認証登録された事業者として加入される場合、保険料を3%割引します。(ただし、健康経営割引が適用される場合は、本割引は適用しません。また、「地震・噴火・津波危険保険料」部分を除きます。)

上記割引は、2023年10月1日始期契約から2024年9月1日始期契約にご加入された場合に適用されます。割引率は、毎年の加入数、損害率等により見直されます。

「労災リスクへの企業防衛」「従業員の福利厚生」を割安な掛金で備えられます!!

健康経営アシストサービスもご利用いただけます!

業務災害補償制度の主な特長

- 1 全国中小企業団体中央会のスケールメリットによる割安な保険料**
- 2 労災事故での高額賠償に備える「使用者賠償責任補償」を標準セット**
 - 業務災害・通勤災害に伴う、企業および社長・役員個人の法律上の賠償責任を最大1名あたり5億円/1災害あたり10億円まで補償します。
- 3 政府労災の給付決定を待たずに企業に保険金のお支払いが可能(*1)(*2)(*3)**
 - (*1) 精神疾患(メンタルヘルス疾患)、脳疾患・心疾患等は、政府労災の給付が決定された場合にお支払いします。なお、使用者賠償責任については政府労災の決定を待つ場合があります。
 - (*2) 法定外補償規定による見舞金・弔慰金として被災者やそのご家族にお渡しいただけます。
 - (*3) ご加入時に「業務災害総合保険契約の締結等に関する確認書」をご提出いただけます。補償対象者代表の方の署名が必要です。
- 4 精神疾患(メンタルヘルス疾患)・脳・心疾患等の疾病や自殺を補償(*4) 熱中症や日射病、通勤途上のケガも補償(*5)**
 - (*4) 政府労災の給付が決定された場合に保険金をお支払いします。
 - (*5) 業務中のケガはもちろん、熱中症・日射病等の「業務に起因して生じた症状」を補償します。また、通勤経路の通勤途上のケガも補償します。
- 5 契約は補償対象者無記名式(*6)(*7)**
 - (*6) 従業員、パート・アルバイト、建設業の下請負人の方は、自動的に補償対象者です。
 - (*7) 事業主(役員)、貨物自動車運送事業の下請負人、構内下請作業員、派遣労働者は、オプションで補償します。
- 6 三大疾病・介護休業時に企業が負担する社会保険料等の費用を補償(*8)し、補償サービスの両面で「健康経営」「仕事と三大疾病(がん・急性心筋梗塞または脳卒中)治療・家族介護の両立」を支援 精神疾患(メンタルヘルス疾患)による休業時の補償も追加可能(*8)**
 - (*8) オプションで「三大疾病・介護休業時事業継続費用補償特約条項」、「精神障害追加補償特約条項」、「メンタルヘルス等業務上疾病対策費用補償特約条項」に加入した場合に補償します。ただし、付帯できないケースがあります。
- 7 従業員が育児休業を延長する場合の求人採用費用、代替者の環境整備費用等の保険金のお支払い(*9)**
 - (*9) オプションで「育児休業延長時事業継続費用補償特約条項」に加入し、補償対象者が育児休業の延長を行い休業を開始し、その休業を開始した日から連続して休業した期間が90日以上となる場合にかざります。
- 8 従業員の皆様の健康増進等にも活用できる、健康経営アシストサービスの職場復帰支援サービスがご利用可能(*10)**
 - (*10) オプションで「三大疾病・介護休業時事業継続費用補償特約条項」に加入し、本サービスの対象者である従業員または役員の方が、三大疾病(がん・急性心筋梗塞または脳卒中)介護により同条項に規定する保険金の支払対象となる事由に該当したときにご利用いただけます。
- 9 建設業の場合、「経営事項審査制度」の加点ポイント**
- 10 パワハラ・セクハラ・マタハラ行為に対する管理責任や不当解雇等に伴う、企業、社長・役員個人および管理職の法律上の賠償責任を最大1億円まで補償(*11)**
 - (*11) オプションで「雇用関連賠償責任補償特約条項」に加入し、該当事故は発生した場合に補償します。ただし、付帯できないケースがあります。
- 11 保険料は全額損金処理(*12)(*13)の上、満期時の保険料精算は不要**
 - (*12) 個人事業主に対する保険料は除きます。
 - (*13) 今後の法改正により変更となる場合があり、実際の税務処理につきましては税理士にご相談ください。

*本チラシは、全国中小企業団体中央会を契約者とする業務災害総合保険団体契約の概要についてご紹介したものです。ご加入にあたっては、必ず「パンフレット兼重要事項説明書」をよくお読みください。保険の内容の詳細は、契約者である団体の代表者の方にお渡ししております。保険約款により、ご不明な点がありましたら代理店または引受保険会社にお問い合わせください。

お申込み・お問合せは

[取扱代理店]

〒104-0061 東京都中央区銀座1-14-7 銀座吉澤ビル4F
株式会社リスクコンサルティングファーム 担当: 伊藤、伴
TEL: 03-6264-4771 FAX: 03-6264-4772

[提携引受保険会社]

東京海上日動火災保険株式会社 担当課: 医療・福祉法人部
TEL: 03-3515-4143

23TC-002760
2023年8月作成